

11 その他の福祉

○ NHK受信料の免除

身 知 精

次の場合、NHK受信料が免除（全額免除または半額免除）になります。

	全額免除	半額免除
	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合 療育手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合	世帯主が視覚、聴覚障害の身体障害者手帳を持ち、かつ受信契約者の場合 世帯主が身体障害者手帳1級・2級を持ち、かつ受信契約者の場合 世帯主が療育手帳①・Aを持ち、かつ受信契約者の場合 世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級を持ち、かつ受信契約者の場合
必要書類等	障害者手帳、印かん※全額免除の場合は、世帯構成員全員の非課税証明書及び申請書（世帯構成員全員の署名が必要）	
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）	
お問合せ先	NHK水戸放送局 経営管理企画センター受信料担当 電話 029-232-9811（平日10時～17時）	

○ 水道料金の減免

身 知 精

障害をお持ちの方がいる世帯には水道料金が減免される制度があります。

対象者	身体障害者手帳1級、2級をお持ちの方がいる世帯 療育手帳①、Aをお持ちの方がいる世帯 精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方がいる世帯 身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級のうち、2つ以上をお持ちの方がいる世帯 ※対象者が病院へ入院または社会福祉施設へ入所されている世帯は除く。
減免の内容	2か月あたり口径13mmの場合、3,300円、口径20mm以上の場合4,070円減免されます。 上下水道局が申請書を受理した月の翌月以降、最初に行う検針に係る水道料金から減免いたします。
必要書類等	減免の該当となる手帳の写し、水道料金減免申請書
窓口	つくば市水道お客様センター 電話 029-851-2811 障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）
備考	減免対象者が転居した場合、資格を喪失した場合、適用条件に変更があった場合は、速やかに届出をしてください。

○ NTT電話番号案内無料サービス（ふれあい案内）

身 知 精

- 目・耳・言葉・上肢等が不自由な方、知的障がいや精神障がいがある方は無料で電話番号案内サービスをご利用できます。

受付電話番号	0120-104565
受付時間	午前9時～午後5時（年中無休）
お調べできる電話番号	企業・お店
一回にお調べできる電話番号数	5件まで

- ふれあい案内をさせていただく方の範囲

■身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方

視覚障がい	1～6級
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）	1～2級
聴覚障害	2級、3級、4級、6級 （1級、5級はなし）
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	3級、4級 （1、2級はなし）

■戦傷病者手帳をお持ちで、いずれかの障がいのある方

視力の障がい	特別項症～第6項症
上肢の障がい	特別項症～第2項症
聴覚障がい	第2、第4項症
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	第1、第2、第4項症

■療育手帳（愛護手帳・愛の手帳・みどりの手帳と呼ばれる場合もあります）をお持ちの方

■精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

- 手続き方法

ご利用には、事前に登録が必要です。下記フリーダイヤルへお問合せください。

手続き後は利用時にあらかじめ届け出た登録番号と暗証番号を伝えてください。

- 問合せ先

NTT ふれあい案内事務局	電話：0120-104-174 FAX：0120-104-134 受付時間：9：00～17：00 年中無休
---------------	---

○ 携帯電話利用料の割引

身 知 精

障害者本人名義の携帯電話で、障害者割引サービスが受けられます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 （一人1回線のみ）
内容・手続	割引の内容や申し込み手続については、携帯電話会社ごとに異なります。 詳しくはお使いの各携帯電話会社にお問合せください。
窓口	各携帯電話会社の取扱店

○ 郵便料金の免除

身

盲人用点字郵便及び盲人福祉施設から発送される盲人用録音物等の郵送料は3kgまで無料です。

お問合せ先	郵便局窓口
-------	-------

○ 青い鳥郵便はがきの無料配布

郵便局で、障害者の福祉に対する理解と認識を深めるため、青い鳥をデザインした封筒に郵便葉書（お一人につき20枚）をいれて郵送にて配布しています。（受付期間：毎年4月頃）

対象者	身体障害者手帳1級・2級の方、療育手帳 ^ア ・Aの方
名称	郵便局窓口

○ 障害者歯科治療センター

開業医では治療の難しい障害者・児の歯科治療を行っています。完全予約制です。

名称	(公社)茨城県歯科医師会 口腔センター土浦
所在地	〒300-0812 土浦市下高津 2-7-47
電話	029-822-3835

○ 公共施設等の減免

対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 難病患者で指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方
持参する物	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 指定難病特定医療費受給者証

■ 国立・県立施設等の減免（下掲以外にも減免を受けられる施設があります）

※減免内容や手続の方法については、各施設にお問合せください。

施設名	住所	お問合せ先	
国立科学博物館 筑波実験植物園	つくば市天久保 4-1-1	電話	029-851-5159
		F A X	029-853-8998
つくばエキスポセンター (※)	つくば市吾妻 2-9	電話	029-858-1100
		F A X	029-858-1678 (団体用)
茨城県近代美術館	水戸市千波町東久保 666-1	電話	029-243-5111
		F A X	029-243-9992
茨城県天心記念 五浦美術館	北茨城市大津町椿 2083	電話	0293-46-5311
		F A X	0293-46-5711
ミュージアムパーク 茨城県自然博物館	坂東市大崎 700	電話	0297-38-2000
		F A X	0297-38-1999
茨城県立歴史館	水戸市緑町 2-1-15	電話	029-225-4425
		F A X	029-228-4277
茨城県陶芸美術館	笠間市笠間 2345	電話	0296-70-0011
		F A X	0297-70-0012
アクアワールド 茨城県大洗水族館	東茨城郡大洗町 磯浜町 8252-3	電話	029-267-5151
		F A X	029-267-5920
いばらき フラワーパーク	石岡市下青柳 200	電話	0299-42-4111
		F A X	0299-42-4113
竜神大吊橋 (※)	常陸太田市 天下野町 2133-6	電話	0294-87-0375
		F A X	0294-87-0160
国営ひたち海浜公園 (※)	ひたちなか市 馬渡字大沼 605-4	電話	029-265-9001
		F A X	029-265-9339

※難病患者で指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方は対象外です。

■都市公園等の有料施設使用料等の減免（下掲以外にも減免を受けられる施設があります。）

※減免内容や手続の方法については、各公園にお問合せください。

公園名称	住所	お問合せ先	
借楽園	水戸市見川地内	電話 F A X	029-244-5454 029-244-5866
弘道館公園	水戸市三の丸地内	電話 F A X	029-231-4725 029-227-7584
砂沼広域公園	下妻市長塚乙地内	電話 F A X	0296-43-6661 0296-45-5370
大洗公園	東茨城郡 大洗町磯浜地内	電話 F A X	029-219-5970 029-219-5971
港公園	神栖市東深芝地内	電話 F A X	0299-92-5155 0299-92-5155
県西総合公園	筑西市桑山地内	電話 F A X	0296-57-5631 0296-57-5881
笠間芸術の森公園	笠間市笠間地内	電話 F A X	0296-77-1101 (笠間市役所都市計画課) 0296-77-5009
大子広域公園	久慈郡大子町浅川地内	電話 F A X	0295-72-5824 0295-72-5824
笠松運動公園	ひたちなか市佐和地内	電話 F A X	029-202-0808 029-202-6661
堀原運動公園	水戸市新原地内	電話 F A X	029-251-8444 029-252-2554

■つくば市立施設等の減免

市内の施設	主な施設	備考
体育施設	各体育館、グラウンド、テニスコート、プール等	各施設使用申請の際に、受付先にて利用の減免申請が出来ます。 ※手帳の写しが必要です。
文化施設	各市民ホール、地域交流センター、老人福祉センター等	

※手帳の内容によっては減免対象とならない場合もありますので、ご予約やご利用の際に、各施設に直接お問合せください。

○ 図書館の利用に関するサービス

障害のある方へのサービス	点字資料や点訳絵本、音声資料、大活字本、ＬＬブック等を御用意しています。電子図書館では、音声読み上げや文字拡大の機能があります。また、デジ資料は所蔵していませんが、デジ再生機の貸出しを行っています。ボランティアによる対面朗読も可能です（事前予約制）。
配送貸出しサービス	図書を自宅に郵送します（送料は利用者負担）。貸出しのお申し込みは、ホームページ、FAX、郵便、電話（開館日の9時30分～17時）で受け付けています。詳しくは図書館にお問合せください。 ※身体障害者手帳の交付を受けている方で、1級から4級まで（下肢又は体幹の障害は1級から6級までの方）は無料で配送貸出しサービスを受けることができます。
お問合せ先	中央図書館 電話 029-856-4311、FAX 029-856-6277 〒305-0031 つくば市吾妻 2-8（つくば文化会館アルス内） 開館時間 火～日曜日 9時30分～19時（特別開館日は17時閉館） 休館日 月曜日、祝日、館内整理日、年末年始

○ 投票に関する制度

<投票所での代理投票と点字投票>

代理投票は、投票用紙に文字を記入することが困難な選挙人のための制度です。投票管理者に申請すると、補助者2名がつき、その一人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう一人が、指示どおりか確認します。また、投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意してあり、点字での投票もできるようになっています。

<郵便等による不在者投票制度>

「郵便等投票証明書」の交付を受ければ、選挙時に投票用紙の請求を行うことで、自宅で郵便等による投票をすることができます。

対象者	【身体障害者手帳】 ・両下肢、体幹、移動機能の障害…1・2級 ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害…1・3級 ・免疫、肝臓の障害…1～3級 【戦傷病者手帳】 ・両下肢、体幹の障害…特別項症～第2項症 ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害…特別項症～第3項症 【介護保険被保険者証】 ・要介護状態区分…要介護5 ※「郵便等投票証明書」の有効期間は7年間です。 ただし、介護保険の要介護者は、要介護「5」の認定の有効期間となります。
必要書類	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証のいずれか1点
申請方法	必要書類をお持ちのうえ、選挙管理委員会事務局にお越しく下さい（来庁が困難な方は以下の連絡先までご連絡ください）。※投票用紙等は選挙ごとに請求が必要です。
お問合せ先	選挙管理委員会事務局 電話 029-883-1111（代）

※郵便等による不在者投票制度の対象者で、かつ、上肢または視覚の障害が“身体障害者手帳の1級”もしくは“戦傷病者手帳の特別項症から第2項症”に該当する方は、「郵便等投票証明書」申請の際に代理人の届出を行うことにより、代理記載による投票が可能となります。（代理記載制度）